

### 『ふれあい県政バス』の参加者募集

県では、県民の皆さんに県の施設や事業を行っている場所を見学していただき、県政への理解を深めていただくために『ふれあい県政バス』を実施します。

#### 第13回『ふれあい県政バス』

- 実施期日 10月7日(水)  
JR新潟駅南口発(9時30分)→県立図書館→工業技術センター→衛生公害研究所→新川河口排水機場→JR新潟駅南口着(16時10分予定)
- 参加資格 個人、親子または10名以下の団体
- 募集人員 50名
- 集合場所までの交通費及び昼食は参加者負担
- 申込み方法 往復乗車に「第13回ふれあい県政バス参加希望」と明記の上、住所、氏名、電話番号を記載して実施期日の10日前までに下記宛てに申し込んでください。  
〒950 新潟市新光町4番地1  
新潟県総務部知事公室 広報広聴課
- 問い合わせ先  
新潟県総務部知事公室 広報広聴課広聴係  
☎025-285-5511(内2116)

本町二丁目の武田玄峰さんが新潟県文化財保護大会において



## 文化財保護功労者として 武田玄峰氏表彰される

功労者として表彰されました。武田氏は、昭和三十六年茶道怡溪会を創立し、献茶活動を内外で奉仕され、特に新潟市よりハバロフスタ市に派遣されて日本の茶道文化の紹介に務められその業績が認められたものです。

## 年に一度は

### 人間ドックの受診を!!

国民健康保険では今年度も成人病予防対策として、疾病の早期発見、早期治療を目的に一日人間ドックの助成を行ないます。なお助成額は二万円です。希望される人は、お申し込みください。

- 完納している人
- 満四十歳以上(昭和二十七年三月三十一日以前に生まれた人)
- 受診期間 十月一日から三十一日の一ヶ月間
- 検査料 三万一千円(自己負担額)

は一万二千円です。検査機関

- 新潟県労働衛生医学協会
- 白根健生病院
- 新津医療センター病院
- 下越病院
- 申込期限 九月十八日(金)
- 申し込み 印鑑・保険証を持参ください。
- 問い合わせ先 保健衛生課保健係  
☎(38)3111内線37

### 《敬老会のご案内》

永年にわたり、社会・家庭に尽力された老人を敬愛し、長寿を祝う趣旨で、今年も75歳以上の方を対象に敬老会を行います。

- 日時 9月15日(火) 午前10時30分から
- 会場 小須戸町町民体育館
- 対象者 大正7年3月31日以前に出生した者

#### ■バス運行時間

- ①ウデコキ北山神社 9:20→本町5バス停→本町4バス停→本町1須藤バス停→役場前バス停→町民体育館
- ②水田バス停 9:20→小向バス停→明願寺前→町民体育館
- ③鎌倉バス停 9:20→大沢バス停→天ヶ沢バス停→高ヶ沢バス停→村祐スタンド前→矢代田駅前 9:40→町民体育館
- ④竜玄仙人海寺 9:20→新保研修センター→柿集荷所前→町民体育館



1992年敬老の日

## 財産を相続したときは

相続や遺贈によって財産を取得した人には相続税がかかります。

### 《相続税の仕組み》

相続税は、取得した「正味の遺産額」が「基礎控除額」を超える場合に、その超える額に対して課税されます。

#### 1、基礎控除額

①平成三年十二月三十一日以前に相続が開始した場合は四千万円に法定相続人一人当たり八百万円を加えた金額

②平成四年一月一日以後に相続が開始した場合は四千八百万円に法定相続人一人当たり九百五十万円を加えた金額

なお、この場合の法定相続人には、相続を放棄した人も含まれますが、養子については一定の制限があります。

#### 2、正味の遺産額

正味の遺産額とは、遺産総額から非課税財産、被相続人の債務の額や葬式費用を差し引いた額です。

#### 3、非課税財産

墓所、仏壇、祭具や心身障害者共済制度に基づく受給権、保険金や死亡退職金のうち一定の金額は、非課税となります。

#### 4、相続税の計算

まず、正味の遺産額から基礎控除額を差し引いて課税遺産額を計算します。次に、課税遺産額を法定相続人が民法に定める法定相続分で分けたものと仮定して各人の取得価額を求め、これにそれぞれの税率を乗じて税額を算出し、これを合計して相続税の総額を求めます。

この相続税の総額を各相続人や受遺者が実際に取得した正味の遺産額に応じてあな分した金額が各相続人の負担すべき相続税額となります。

この場合の税率は、一〇%から七〇%までの超過累進税率となっています。

### 《相続税の申告と納税》

申告と納税は、次の法定申告期限までに被相続人の住所を所轄する税務署で行ってください。

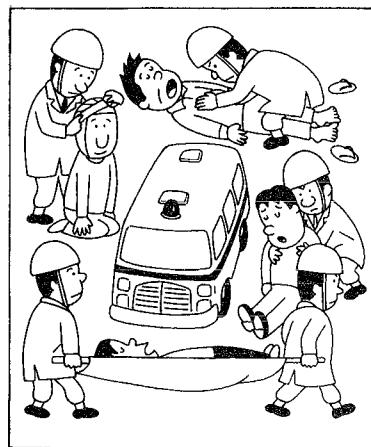
①平成三年十二月三十一日以前に相続が開始した場合は相続開始日から六ヶ月を経過する日

②平成四年一月一日から同年十二月三十一日までに相続が開始した場合は相続開始日から六ヶ月を経過する日と平成四年十二月三十一日のいずれか遅い日

③平成五年一月一日以後に相続が開始した場合は、平成五年から平成七年までの相続については、法定申告期限を段階的に延長する措置が設けられております。なお、平成五年以後の法定申告期限、相続財産の評価の方法や相続税の計算、農地等を相続した場合の納税猶予の特例などについてご不明の点がありましたら、お気軽に新津税務署におたずねください。

## 「救急の日」「救急医療週間」

(9月9日) (9月6日~12日)



九月六日から十二日まで救急医療週間として、九月九日を救急の日と定めています。これは救急医療及び救急業務に対する理解と認識を深めてもらおうと昭和五十七年からスタートしているものです。私たちの身のまわりには、いろいろな事故が起きています。このような時には救急隊が現場に到着する前に、その場に居合わせた人によって応急手当が施されれば、より多くの人が救われるのです。事故を防ぎ、万一けが人等に接した場合に適切な処置ができるようにしたいものです。

白根地区消防署管内の今年にはいって六月末現在の救急出場件数は四百八十二件で、内訳は白根市三百五件、小須戸町六十九件、中之口村四十六件、味方村三十四件、月潟村二十五件、その他三件となっています。

ところで皆さんは、救急救命士を知っていますか？ 医師の指示の下に病院又は診療所に搬送されるまでの間に高度な救急救命処置を行う救急隊員をいいます。まだ数は少ないのですが、救命率の向上に大きな期待がもたれています。一人でも多くの人の命が救われるようこの機会に救急医療について家庭や職場等で話し合われたらいいかがでしょうか。